

移住定住促進住宅支援金のご案内

本村の定住人口の増加を促進するため、村に定住するための住宅を新築または空き家の取得およびそれに伴う増築または改修する移住定住者に対して、工事費や空き家取得費用を支援いたします。

希望される方は、下記の内容で募集致しますのでご利用ください。

1. 支援対象者

下北山村に居住目的で新たに住宅を新築、あるいは空き家等を購入し、増改築する50歳未満の定住者（※1）または移住者（※2）。

※1 永住を前提に本村に住民登録し、かつ、生活の本拠地を本村に有する者

※2 村外から転入し、かつ、10年間以上下北山村に定住する意思のある者

2. 申請期間

平成31年4月1日（月）～令和2年3月31日（火）

3. 申請方法

所定の申請用紙が必要ですので、役場地域創生推進室までお申し出ください。

4. 支援内容

種 類	交付要件	支援金額
(1)新築支援金	建築工事費が500万円以上の住宅	建築費用の10%とし100万円を上限とする。
(2)空き家取得支援金	取得費用が100万円以上の住宅（宅地取得費を含む）	取得費用の10%とし50万円を上限とする。
(3)空き家取得に伴う増築または改修支援金	空き家取得に伴う増築または改修工事費が50万円以上の住宅	工事費用の50%とし、50万円を上限とする。 ※トイレ、キッチン、風呂、寝室、壁や屋根の雨漏り等、居住する上で必要な改修を対象とする。

5. 注意点

①新築、増改築については引き渡しを受け、住民登録し、且つ居住地を移した日、空き家取得については空き家取得後、住民登録し、且つ居住地を移した日から起算して3か

月以内に申請してください。

②空き家を取得し増築または改修される方については、空き家取得後、工事前に現地調査をさせていただき、工事箇所についての事前確認をさせていただきたいため、下記問い合わせ先までご連絡下さい。また、改修については、入居後3ヶ月までに完了し、申請書を提出して下さい。(空き家取得支援金および空き家取得に伴う増築または改修支援金の2種類の申請書)

問い合わせ先：地域創生推進室 6-0001 水本まで